

様式第53号 (その1)

物件移転補償契約書

知多市が施行する越前排水塔 工事のため 山本誠作合資会社 甲とし、
排水塔建設 知多市を乙として、下記条項により物件移転補償契約を締結する。

記

- 第1条 甲は、末尾に記載する土地に存する物件（以下「この物件」という）を乙の事業の支障とならないよう移転するものとする。
- 第2条 この物件の移転およびこれに伴い通常生ずる損失に対する補償金は、金 [REDACTED] とする。
- 2 甲は、前項の補償金以外は、この物件の移転およびこれに伴い通常生ずる損失について一切補償の請求をしないものとする。
- 第3条 甲は、この物件を昭和 54年 31月 日までに移転するものとする。
- 第4条 乙は、第2条の補償金を、甲がこの物件の移転を完了したのち、甲の提出する請求書に基づき、遅滞なく甲に支払うものとする。
- 第5条 乙は、第3条の期間までに、この物件の移転を行わないときは、乙は甲にかわって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は、甲の負担とする。
- 第6条 甲は、この契約締結後、この物件を第三者に譲渡しまたはこの物件について所有権以外の権利を設定しないものとする。
- 第7条 甲は、この物件の移転について、関係者から異議の申立てがあったときは責任をもって解決するものとする。
- 第8条 乙は、第3条の期限が経過しても、この物件の借家人（借間人）が明渡しに応じないときは、この契約を解除することができるものとする。
- 第9条 甲は、債務の不履行により、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。
- 2 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。



第10条 この契約に疑義が生じたときまたはこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、各自その1通を保有するものとする。

昭和 54. 2. 22 年 月 日

知多市岡田町高根1番地の1

甲 山本謙布合資会社
代表社員 竹内康祐

乙 愛知県知多市長 近藤昇



物件その他の表示		知多市 岡田 地内			
土地の所在		種類	数量	単位	摘要
丁目、字	地番				
越地	7-1	[Redacted]	[Redacted]	m ²	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	式	
		[Redacted]	[Redacted]	式	

① 他の4件
② 補正して172.17